

門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・  
門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者第1回選定委員会 会議録

1. 日時 平成30年9月25日（火）午後5時～午後7時10分まで
2. 場所 門真市役所別館3階 第2会議室
3. 出席者 （委員）小寺委員長、藤本委員、福田委員、清石委員、市原副委員長  
（事務局）三宅高齢福祉課長 白川高齢福祉課長補佐、中村高齢福祉課主任  
野澤高齢福祉課係員
4. 内容 委員・事務局職員紹介  
委員長・副委員長の選出について  
会議の公開・非公開の決定について  
会議録について  
施設の概要及び募集の要点について  
書類審査の方法及び審査基準について  
書類審査  
審査結果の報告  
今後のスケジュールについて

【事務局】

定刻となりましたので「門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者第1回選定委員会」を開催させていただきます。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず出席いただきましてありがとうございます。

私は、司会をさせていただきます、野澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・会議次第
- ・資料1 配席表
- ・資料2 選定委員会委員名簿
- ・資料3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(抜粋)
- ・資料4 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

- ・資料5 門真市情報公開条例（抜粋）
- ・資料6 申請団体一覧表
- ・資料7 第1次審査評価基準表（案）
- ・資料8-1 第1次審査評価個表（アクティオ株式会社分）
- 資料8-2 第1次審査評価個表（シルバー人材センター分）
- 資料8-3 第1次審査評価個表（晋栄福祉会分）
- 資料8-4 第1次審査評価個表（株式会社ビケンテクノ分）
- ・資料9 6段階評価表
- ・資料10 価格点算出表
- ・資料11 審査の方法について
- ・参考資料1 指定管理者 募集要項
- ・参考資料2 指定管理者管理業務仕様書
- ・参考資料3 施設図面

加えて、事前にお渡しさせていただき、本日お持ちいただくようお願いしております、「申請書類一式」となっておりますが、不足等はありませんでしょうか。

皆さま、揃っておられるようですので、進めさせていただきます。

本日は、委員5名中、5名が御出席いただいておりますので、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第10条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、お席につきましては、お手元の資料1「配席表」のとおり、事務局で指定させていただきますいております。合わせてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次第1の選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料2「選定委員会委員名簿」をご覧ください。

種智院大学教授の小寺 鐵也委員でございます。公認会計士・税理士の藤本 豊委員でございます。社会保険労務士の福田 豊委員でございます。社会福祉協議会事務局長の清石 広一委員でございます。本市より、保健福祉部長の市原 昌亮委員で

ございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。保健福祉部高齢福祉課長の三宅でございます。同じく、高齢福祉課課長補佐の白川でございます。同じく、高齢福祉課主任の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の案件に移りたいと思います。

案件1の「委員長、副委員長の選出について」でございます。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」の第9条第2項をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

特にご意見がないようであれば、委員長・副委員長について、事務局よりご提案させていただきます。

委員長には、福祉全般に加え、高齢者や介護保険に関する造詣が深い小寺委員、副委員長には本市の高齢福祉課を所管する市原委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

#### 【各委員】

(異議なしとの声あり)

#### 【事務局】

異議がないようですので、委員長を小寺委員、副委員長を市原委員と決定いたします。

それでは、恐れ入りますが、委員長席及び副委員長席にそれぞれご移動いただきますようお願いいたします。

それでは、委員長から就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いします。

#### 【委員長】

委員長を仰せつかりました、小寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。この選定委員会は本日を含めて2回を予定されております。私は、前回も関わりました、前は2事業所がエントリーされていまして、今回は4事業所ということで、多

いエントリーになっていると思います。選考が難しいのかどうかわかりませんが、市原副委員長とともに進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局】**

それでは、委員長が決定いたしましたので、門真市長に代わりまして、事務局から委員長に門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者の選定について、ご意見をいただきますよう、諮問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**【事務局】**

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。小寺委員長よろしくお願い致します。

**【委員長】**

そうしましたら、さっそく議事に入っていきたいと思います。

それでは、案件2「会議の公開・非公開の決定」について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

お手元の資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」及び資料5「門真市情報公開条例」をご覧ください。本市におきましては、同指針第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、不開示情報に該当すると考えられますことから、事務局といたしましては、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。事務局からの説明は以上です。

**【委員長】**

はい。ただいま、事務局からこの会議を非公開とすることが適当ではないかと提案がありました。いかがでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしとの声あり)

**【委員長】**

それでは、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思えます。続きまして、案件3「会議録について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

はい。会議が非公開と決定したところですが、現時点にて傍聴希望者はいませんでしたので、報告させていただきます。

それでは、再度、資料4をご覧ください。

本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条から第9条に基づき作成させていただきます。

各回の選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、全ての審議事項が終了し候補者が決定された後に、全ての会議録を併せて公開します。また、会議録の作成につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。以上でございます。

**【委員長】**

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありました。いかがでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしとの声あり)

### 【委員長】

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおり行います。続きまして、案件4「施設の概要及び募集の要点について」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、地域高齢者交流サロンの施設の概要と募集の要点について説明させていただきます。

老人福祉センター等3施設の設置目的は、高齢者の余暇活動や交流を促進するための活動拠点として、高齢者に対して各種の相談に応じたり、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することによって、福祉の向上を図ることを目指すとともに、さらなるサービスの向上及び施設の効果的・効率的な管理運営を図ることです。

また、高齢者の方々がお互いに趣味やレクリエーション、話し合いを通じて、高齢者がいきいきと充実した日々を過ごしていただくなど、高齢者の介護予防の拠点としての役割を担っています。

このような中、今後、全国的にさらに支援が必要な高齢者が増加すると見込まれる中で、本市におきましても、昨年度、「第7期高齢者保健福祉計画」を策定し、めざすべき将来像を「みんながつながる元気で活躍できるまち・門真」とし、高齢者が住み慣れた地域で、健やかに生活し続けられるよう、高齢者を支えるまちづくりの推進を進めていくべき時期だと考えております。指定管理者候補者には、このような本市の活動を支える存在になっていただくことを期待しているものでございます。

加えて、申請までの経緯を簡単にご説明いたします。お手元の資料6「申請団体一覧」をご覧ください。

今回の募集につきましては、平成30年7月9日から7月13日まで募集要項等の配布を行い、7月25日に現地説明会・施設見学を開催しました。

応募登録の受付及び質問の受付は7月17日から7月27日までとし、5団体からの申込がありました。8月3日に質問への回答を行いまして、8月8日から8月17日まで指定管理者の申請を受け付けましたところ、ご覧のとおり、4団体の応募がありました。事務局からの説明は以上になります。

**【委員長】**

ありがとうございました。ただいまの説明に関して何かご質問等はございますか。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。そうしましたら、次の案件5「書類審査の方法及び審査基準について」事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは「書類審査の方法及び審査基準について」ご説明します。

本日の第1回選定委員会で書類審査、第2回選定委員会では書類審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑応答により審査していただき、候補者の決定を行います。候補者の決定に際しましては、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと思いますと考えております。

第1次審査の書類審査におきましては、資料7「第1次審査評価基準表(案)」をご覧ください。

各委員の方々には事前に参考としてお示しさせていただいたものと同様のものとなっております。改めまして、この場で基準表の提案をさせていただきます。

次に、資料8-1、8-2、8-3、8-4の「第1次審査評価個表」をご覧ください。

採点の方法としましては、各団体の応募書類の中から評価項目に対応する部分をご覧ください、個表の全ての空欄にA・B・C・D・E・0のいずれかを記入していただきますようお願いいたします。

評価の判断基準につきましては、資料9「6段階評価表」をご参照願います

6段階評価の内訳は、「A」は大変良い、「B」は良い、「C」は標準、「D」は劣る、「E」は大変劣る、また、「0」は不可と設定しています。

このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、Aは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。

得点は、200点満点(委員5名合計1,000点満点)です。

なお、6段階評価のCを標準とさせていただいていることから、C評価に乘じさせていただく0.6を1,000点に乘じた600点を最低基準とし、審査の結果、合計得点が

600点以上となった団体については、第1次審査の通過団体といたします。

なお、評価項目の内、「⑥施設の管理運営に係る経費の内容」につきましては、資料10「価格点算出表」をご覧ください。申請団体の指定管理料申請額から、価格点算出方法に基づいて算出した得点をあらかじめあてはめております。

また、評価項目の「⑦経費削減の考え方、方法が適切であり、実現可能性があるか」「⑧安定的な運営が可能となる経理的基盤」「⑩収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」につきましては、財務に関する専門的な知識が必要であることから、公認会計士・税理士の委員の評価を他の委員の評価に反映させるものと考えています。

審査時間は、1団体につき、概ね10分を目途とし、その時の進捗状況を見て延長するかどうかを委員長にご判断いただきたいと思います。

各団体の審査の終了ごとに、委員からそれぞれの項目の評価をご報告いただき、その後、審査個表を事務局で回収し、集計させていただきます。

なお、審査個表を回収後の評価の変更はできません。

審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。審査については意見交換をしていただければよいかと思っておりますが、議事録作成の必要があることから、書類審査に係るご発言につきましては、議事進行の中で行っていただきますようお願い申し上げます。

審査の順番は、資料6「申請団体一覧表」のアクティオ株式会社から番号順に進めさせていただきます。

説明は以上です。項目の追加や配点の見直しなど、ご意見がございましたら、ご提案いただきたいと思います。

#### 【委員長】

ありがとうございました。事務局から説明のありました「書類審査の方法及び審査基準について」何かご意見・ご質問はございませんでしょうか？

#### 【委員長】

5名の合計点が1,000点ですね。その6割の600点が最低基準ということですね。それが当落ラインですね。これは、一人の委員さんが到達してなくてもいいんですかね。合計得点ということであれば。そういう条件というのはありますか。



**【事務局】**

足切りは設けていませんので、皆さんの合計得点で 600 点で事務局の案としては考えています。

**【委員長】**

合計得点ですね。わかりました。

**【委員長】**

他に何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

**【委員長】**

よろしいでしょうかね。それではこれから、審査に移りたいと思います。

審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問するというごことをお願いします。また、審査については意見交換をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、慎重な審査をお願いいたします。審査及び意見交換は各団体、概ね 10 分ということですので、まず、1 つ目の団体のアクティオ株式会社の審査を、およそ 17 時 35 分までとしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

(書類審査)

**【委員長】**

大体 10 分くらい経ちましたけれども、委員の皆様、採点はお済みなされましたでしょうか？よろしいでしょうか。

それでは、一旦手を止めていただいて、財務に関する項目について評価を行っていただきました、委員からご発表いただきたいと思います。委員、お願いいたします。

**【委員】**

門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、アクティオ株式会社の書類審査を終了いたします。事務局、審査用紙を回収してください。

**【委員長】**

それでは、2つ目の団体の公益社団法人門真市シルバー人材センターの審査を始めたいと思います。概ね10分ということですので、およそ18時00分目途にしたいと思います。

それではよろしく申し上げます。

(書類審査)

**【委員長】**

大体10分くらい経ちましたけれども、委員の皆様、採点はお済みなされましたでしょうか？よろしいでしょうか。

それでは、一旦手を止めていただいて、財務に関する項目について評価を行っていただきました、委員からご発表いただきたいと思います。

**【委員】**

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

**【委員】**

少し質問なのですが、シルバー人材センターさんの申請書の58ページの支出の支払配分金や59ページの支出の配分金支出なんですが、これはシルバー人材センターに登録されている方への支払いされているものということでしょうか。

**【委員】**

おそらくそうだと思います。

【委員】

これは人件費とは特に関わりはないと思っていいですか。

【委員】

名目は違いますが人件費と考える方がいいかもしれないですね。

【委員】

そうするとかなりの人件費になりますね。

【委員】

そうですね。比率としては高くなりますね。

【委員】

これだけ高くなると、そのあたりはどうなのでしょう。

【委員】

もともとの収入の方が低く設定されているので、割合的に大きくなるのかなと思います。

【委員】

ただ、支払配分金を足すと割合が高くなると思うのですが。

【委員】

もともと設定されている収入の方が低く設定されているので、割合的には高く出ていると思います。

【委員】

はい。わかりました。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局、審査用紙を回収してください。

【委員長】

それでは、3つ目の団体の社会福祉法人 晋栄福社会の審査を始めたいと思います。概ね10分ということですので、およそ18時20分目途にしたいと思います。

それではよろしくをお願いします。

(書類審査)

【委員長】

大体10分経過しましたが、皆様、記入はお済みなされましたでしょうか？

そうしましたら、財務に関する項目について評価を行っていただきました、委員からご発表いただきたいと思います。委員、お願いいたします。

【委員】

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員長】

ありがとうございました。何かご質問はないですか。皆様よろしいでしょうか。

では、事務局、審査用紙の回収をお願いします。

【委員長】

それでは、最後になりますが、4つ目の団体の株式会社 ビケンテクノの審査を始めたいと思います。概ね10分ということですので、およそ18時40分までとしたいと思います。

それではよろしくをお願いします。

【委員長】

大体10分経過しましたが、採点はよろしいでしょうか？

そうしましたら、委員から財務に関する評価をご報告をお願いいたします。

【委員】

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員長】

ありがとうございました。何かご質問はないですか。皆様よろしいでしょうか。  
そうしましたら、事務局、審査用紙の回収をお願いします。

【委員長】

これで4団体、全ての審査が終わりました。最後の団体の株式会社 ビケンテクノの集計結果が出るまで10分程度、休憩という形にさせていただき、18時55分頃を目途に集計していただいて、再開させていただこうと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

集計に、10分程度かかる見込みとなっておりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【委員長】

それでは委員会を再開したいと思います。まず、集計結果について事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは、得点順に評価結果を報告させていただきます。

1位はアクティオ株式会社で総得点は807点です。2位は社会福祉法人晋栄福祉会で総得点は756点です。3位は株式会社ビケンテクノで総得点は754点です。4位は公益社団法人門真市シルバー人材センターで総得点は742点です。以上でございます。

以上の結果から、4団体全てが600点以上を超えておりますので、第1次審査の通過団体はアクティオ株式会社、社会福祉法人晋栄福祉会、株式会社ビケンテクノ、公益社団法人門真市シルバー人材センターとなりましたので、お知らせいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

では、最後に案件8「今後のスケジュールについて」、事務局から説明願います。

**【事務局】**

選定委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり審査をいただきまして誠にありがとうございました。

今後のスケジュールについてでございますが、第2回選定委員会（第2次審査）を平成30年10月19日（金）午後3時から第8会議室において、本日の第1次審査の結果により第2次審査に進めることになった、4団体によるプレゼンテーション審査及び質疑応答を開催したいと存じます。

審査の方法につきましては、資料11「審査の方法」に記載しております通り、配点はプレゼンテーション及び質疑応答を総合して評価していただき、「第2次審査評価個表」に点数をご記入いただきます。

各団体のプレゼンテーションは15分間で行っていただき、終了後、団体への質疑応答で20分間を予定しております。審査の順番につきましては、本日の第1次審査の点数の低い順、つまり、第4位、第3位、第2位、第1位の順に行いたいと考えております。

点数の記入後、個表を回収させていただき、1次審査結果の得点と2次審査結果の合計得点の総合得点を提示させていただきます。総合得点が一番高い団体を指定管理者候補者として決定いたします。

なお、選定委員会で指定管理者候補者を決定した後、なんらかの事由により協定締結とならなかった場合は、次点者が候補者となります。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました「今後のスケジュールについて」何かご意見、ご質問はございませんでしょうか？

**【委員長】**

無いようでしたら、本日の委員会はこれもちまして終了させていただきます。皆様、本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました